

議案第43号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア（イ）に次のただし書を加える。

ただし、同法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、この（イ）本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。

- a 過去3年間に保育した小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。
- b 外国の保育資格を有する者その他外国人である小学校就学前子どもの保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。
- c 保育士の資格を有する者を1人以上配置していること。

第3条第1号カ（サ）中「小学校就学前子ども」を「施設の設備の安全点検、職員、小学校就学前子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、

当該安全計画に従い、小学校就学前子ども」に改め、同号カ中（ニ）を（ハ）とし、（ツ）から（ナ）までを（ニ）から（ノ）までとし、同号カ（チ）中「している」を「されている」に改め、同号カ中（チ）を（ナ）とし、（セ）から（タ）までを（ツ）から（ト）までとし、（ス）を（ソ）とし、その次に次のように加える。

（タ） 小学校就学前子どもの当該施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行われているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

（チ） 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就学前子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）が日常的に行われているときは、当該自動車にブザーその他の車内の小学校就学前子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて（タ）に定める所在の確認（小学校就学前子どもの降車の際に限る。）が行われていること。

第3条第1号カ中（シ）を（セ）とし、（サ）の次に次のように加える。

（シ） 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われていること。

（ス） 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

第3条第3号オ中「及び（キ）から（ニ）まで」を「、（キ）から（タ）まで及び（ツ）から（ハ）まで」に、「同号カ（テ）」を「同号カ（ヌ）」に改め、同条第4号オ中「及び（キ）から（ニ）まで」を「、（キ）から（タ）まで及び（ツ）から（ハ）まで」に、「同号カ（テ）」を「同号カ（ヌ）」に、「同号カ（ニ）」を「同号カ（ハ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に係る施設等利用費の支給について、対象となる施設の基準を改める必要がある。

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p>	<p>(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p>

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。ただし、同法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、この（イ）本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。

a 過去3年間に保育した小学校就学前子どものおおむね半

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあっては、1人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。

数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する小学校就学前子どものおおむね半数以上が外国人であること。

b 外国の保育資格を有する者
その他外国人である小学校就
学前子どもの保育について十
分な知識経験を有すると認め
られる者を十分な数配置して
いること。

c 保育士の資格を有する者を
1人以上配置していること。

(ウ)及び(エ) 略

イ～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する
基準は、次のとおりとする。

(ア)～(コ) 略

(サ) 施設の設備の安全点検、職
員、小学校就学前子ども等に対
する施設外での活動、取組等を
含めた施設での生活その他の日
常生活における安全に関する指
導、職員の研修及び訓練その他
施設における安全に関する事項
についての計画（以下「安全計
画」という。）が策定され、当
該安全計画に従い、小学校就学
前子どもの安全確保に配慮した

(ウ)及び(エ) 略

イ～オ 略

カ 健康管理及び安全確保に関する
基準は、次のとおりとする。

(ア)～(コ) 略

(サ) 小学校就学前子ども

_____の安全確保に配慮した

保育の実施が行われていること。

(シ) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていること。

(ス) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。

(セ) 略

(ソ) 略

(タ) 小学校就学前子どもの当該施設外での活動、取組等のための移動その他の小学校就学前子どもの移動のために自動車が行われているときは、小学校就学前子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の小学校就学前子どもの所在を確実に把握することができる方法により、小学校就学前子どもの所在が確認されていること。

(チ) 小学校就学前子どもの送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に小学校就

保育の実施が行われていること。

(シ) 略

(ス) 略

学前子どもの見落としのおそれ
が少ないと認められるものを除
く。)が日常的に運行されてい
るときは、当該自動車にブザー
その他の車内の小学校就学前子
どもの見落としを防止する装置
を備え、これを用いて(タ)に
定める所在の確認(小学校就学
前子どもの降車の際に限る。)
が行われていること。

(ツ) 略

(テ) 略

(ト) 略

(ナ) 事故が発生した場合には、
当該事故の状況及び事故に際し
てとった処置について記録され
ていること。

(ニ) 略

(ヌ) 略

(ネ) 略

(ノ) 略

(ハ) 略

(2) 略

(3) 児童福祉法第6条の3第11項
に規定する業務を目的とする施設で
あって、複数の保育に従事する者を
雇用しているもの 次に掲げる基準
を満たしていること。

ア～エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ

(セ) 略

(ソ) 略

(タ) 略

(チ) 事故が発生した場合には、
当該事故の状況及び事故に際し
てとった処置について記録して
いる こと。

(ツ) 略

(テ) 略

(ト) 略

(ナ) 略

(ニ) 略

(2) 略

(3) 児童福祉法第6条の3第11項
に規定する業務を目的とする施設で
あって、複数の保育に従事する者を
雇用しているもの 次に掲げる基準
を満たしていること。

ア～エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ

(ア) から (エ) まで及び (カ) から (シ) まで並びにカ (ア) 、 (エ) 、 (キ) から (タ) まで及び (ツ) から (ハ) までに掲げる 基準の全てを満たしていること。この場合において、同号エ (イ) 中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ (ウ) 中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号エ (キ) 中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ (ア) 中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ (キ) 中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ (コ) 中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ (ヌ) 中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。

- (4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、前号に掲げる施設以外のもの次に掲げる基準を満たしている

(ア) から (エ) まで及び (カ) から (シ) まで並びにカ (ア) 、 (エ) 及び (キ) から (ニ) まで _____ に掲げる 基準の全てを満たしていること。この場合において、同号エ (イ) 中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ (ウ) 中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号エ (キ) 中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、同号カ (ア) 中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ (キ) 中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ (コ) 中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ (テ) 中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により掲示等」と読み替えるものとする。

- (4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、前号に掲げる施設以外のもの次に掲げる基準を満たしている

こと。

ア～エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)、(キ)から(タ)まで及び(ツ)から(ハ)までに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(ヌ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により掲示等」と、同号カ(ハ)中「職員及び保育」とある

こと。

ア～エ 略

オ 第1号ア(ウ)及び(エ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(ニ)までに掲げる基準の全てを満たしていること。この場合において、同号エ(イ)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、同号エ(ウ)中「カリキュラムが設定され、かつ、それ」とあるのは「保育」と、同号カ(ア)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同号カ(キ)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示」とあるのは「感染予防のための対策」と、同号カ(コ)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、同号カ(テ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面等により掲示等」と、同号カ(ニ)中「職員及び保育」とある

のは「保育」と読み替えるものと
する。

のは「保育」と読み替えるものと
する。